

第二十八条の二第二項中「第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の下に「条件及び製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量を超えない範囲内に限る旨の」を、「第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」との下に、「同項第三号に定める酒類の製造免許にあっては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第三号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第四号に定める酒類の製造免許にあっては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第四号に掲げる酒類に限る旨の」とを加え、同条第四項中「酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る）」を、「次の各号に掲げる」を、「第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者に係る部分に限る）」を、「一次の各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 酒税法第七条第三項第二号（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者
二 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）第一項の規定の適用を受けて同項第二号に定める酒類の製造免許を受けた者
「又は同項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合に」に、「同項各号」を、「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者は、同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合、当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供させるために販売する場合その他これらに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、その製造した同号に掲げる酒類を販売してはならない。
附則第三条及び第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中構造改革特別区域法附則第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、同法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が第三者に対して同法第二条第一項に規定する公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目的としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車、自動運搬、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目的として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 児童福祉法の一部改正

第十八条の五第五号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第四条 所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正

附則第三百三十七条のうち構造改革特別区域法第二十八条第一項第一号及び第二十八条の二第一項第一号の改正規定中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十八条の二第一項第二号」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）
第五条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項第三号の六中「指針」の下に「及び同法第十六条の五第三項に規定する指針」を加える。

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
財務大臣 金田 勝年
厚生労働大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 塩崎 恭久
国土交通大臣臨時代理 山本 有二
国務大臣 山本 有二

刑法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十二号

刑法の一部を改正する法律

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「姦淫」を「強制性交等」に改める。

第三条第五号中「第百七十九条」を「第百八十一条」に、「強姦」を「強制性交等」に、「準強姦等、未遂罪」、第百八十一条（一）を「準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪」に改め、同条第十二号中「名誉毀損」を「名誉毀損」に改め、同条第十三号中「第二百四十一条」を「第二百四十条」に、「強盗強姦及び同致死」及び「を」を、「第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・強制性交等及び同致死）並びに」に改める。

第三条の二第一号中「第百七十九条」を「第百八十一条」に、「強姦」を「強制性交等」に、「準強姦、集団強姦等、未遂罪」及び第百八十一条（二）を「準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪」に改め、同条第六号中「及び第二百三十八条から第二百四十一条まで」を「第二百三十八条から第二百四十条まで」に、「強盗強姦」を「」並びに第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・強制性交等）に改め、これらの罪の下に「同条第一項の罪を除く」を加える。

第二編第二十二章の章名中「姦淫」を「強制性交等」に改める。
第百七十六条中「男女に」を「者に」に改める。
第百七十七条の見出しを「強制性交等」に改め、同条中「暴行」を「十三歳以上の者に対し、暴行」に、「十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年」を「性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年」に、「女子を姦淫した」を「者に対し、性交等をした」に改める。

第百七十八条の見出しを「準強姦」を「準強制性交等」に改め、同条第二項中「女子」を「人」に、「姦淫した」を「性交等をした」に改める。
第百七十八条の二及び第百八十条を削る。
第百七十九条を第百八十条とし、第百七十八条の次に次の一項を加える。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）
第百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。
2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第百七十七条の例による。

第百八十一条第一項中「若しくは第百七十八条第一項」を、「第百七十八条第一項若しくは第百七十九条第一項」に改め、同条第二項中「若しくは第百七十八条第二項若しくは第百七十九条第二項」に、「女子」を「人」に、「五年」を「六年」に改め、同条第三項を削る。

第百八十二条中「姦淫させた」を「姦淫させた」に改める。

第二百二十九条中、「第二百二十五条の罪及びこれら」を「及び同条」に改め、並びに同条第三項の罪「及び」、「営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き」を削り、同条ただし書を削る。

第二百四十一条を次のように改める。

(強盗・強制性交等及び同致死)

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ)若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十三条中「まで及び」を「まで」に、「第二百四十一条まで」を「第二百四十一条及び第二百四十一条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の刑法(以下「旧法」という)第百八十条又は第二百二十九条本文の規定により告訴がなければ公訴を提起することができないとされていた罪(旧法第二百二十四条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した旧法第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を除く。)であつてこの法律の施行前に犯したものは、この法律の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなつてゐるものを除き、この法律の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができる。

3 旧法第二百二十九条本文の規定により告訴がなければ公訴を提起することができないとされていた罪(旧法第二百二十四条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した旧法第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を除く。)であつてこの法律の施行前に犯したものであるものについては、この法律の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなつてゐるものを除き、この法律の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができる。

4 旧法第二百二十四条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した旧法第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪であつてこの法律の施行前に犯したものであるものについてはこの法律の施行後にする告訴の効力については、なお従前の例による。

(盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正)

第三条 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二百四十一条前段ノ罪若ハ第二百四十一条前段ノ罪又ハ其ノ未遂罪」を「第二百四十一条ノ罪(人ヲ傷シタルトキニ限ル)又ハ第二百四十一条第一項ノ罪」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第四条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第百五十七条の四第一項第一号中「第百七十八条の二」を「第百七十九条」に、「第二百四十一条前段」を「第二百四十一条第一項若しくは第三項」に改める。

第二百三十五条第一項ただし書中「次に掲げる」を「刑法第二百三十二条の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十条又は第二百三十一条の罪につきその使節が行う」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第二百九十条の二第一項第一号中「第百七十八条の二」を「第百七十九条」に、「第二百四十一条」を「第二百四十一条第一項若しくは第三項」に改める。

第三百六十六条の三十三第一項第二号中「第百七十八条」を「第百七十九条」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第五条 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、旧法第百八十一条第三項の罪又は旧法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪の被害者は、この法律の施行の日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号。以下この項において「刑事訴訟法等一部改正法」という)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「第四号施行日」という)の前日までの間は、前条の規定による改正後の刑事訴訟法(次項において「新刑事訴訟法」という)第百五十七条の四第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる者とみなし、第四号施行日以後は、刑事訴訟法等一部改正法第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第百五十七条の六第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる者とみなす。

2 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、旧法第百八十一条第三項の罪又は旧法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる事件とみなす。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号ヨ中「第二百四十一条」を「第二百四十二条」に、「強盗強姦及び同致死」を「強盗強姦及び同致死」を「強盗強姦及び同致死」を「強盗強姦及び同致死」を「強盗強姦及び同致死」に改める。

第二百四十一条第一項(強盗・強制性交等)若しくは第三項(強盗・強制性交等致死)に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第七条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号イ中「第百七十八条」を「第百七十九条」に、「強姦」を「強姦」に、「準強姦」を「準強姦」に、「準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第八条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第百七十九条」を「第百八十条」に改める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。